

株式会社自重堂は、環境省の「広域認定制度」の
認定を取得しました

※「広域認定制度」とは？

環境大臣の認定のもと、製品の製造事業者等（当該製品の製造、加工、販売等を行う者）が、廃棄物となった自社の製品の処理を広域的に行うことにより、当該廃棄物の減少その他その適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの認可を不要とする特例制度です。

◆認定番号：第 322 号

◆産業廃棄物の種類：ユニフォームが産業廃棄物となったもの

◆対象区域：全国

広域認定制度を活用し、今後、自重堂においては、使用済ユニフォームをユーザー様からの要請に基づいて回収し、再資源化する仕組みの運用を開始いたします。詳細が決定次第、改めてご案内させていただきます。

使用済ユニフォームの回収・再資源化の促進により、限りある資源の有効活用に努めます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
(株) 自重堂 経営戦略部 武田
TEL : 0847—51—8185